

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 8 月 16 日 (火) 第 337 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 1
 - 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (2件) (社会福祉課取扱い) 1
 - 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
 - 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可 (建築課取扱い) 2
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第655号

令和 4 年 7 月 8 日鹿児島県告示第579号 (以下「告示第579号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、その通知の内容を南九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 8 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 所在が不明な者の氏名
西村伊助
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南九州市穎娃町郡字中園原10725番 7
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第579号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第656号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 4 年 8 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みずぐち歯科クリニック	曾於市末吉町二之方6388番地	令和 4 年 4 月 1 日
医療法人社団悠翔会パナウル診療所	大島郡与論町大字那間字内間ト 2747-1	令和 4 年 7 月 1 日
知覧平和薬局	南九州市知覧町郡17810番地 3	令和 4 年 7 月 1 日

鹿児島県告示第657号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和4年8月16日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者		事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人 RyouikuCircleはな はな	霧島市国分姫城3147番 地1	訪問看護ステーショ ンめばえ	霧島市国分姫城3147番 地1	令和4年6 月1日

鹿児島県告示第658号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和4年8月16日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1080号	令和10年9月28日	蒸製毛粉	13.0蒸製羽毛粉末	窒素全量 13.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地

鹿児島県告示第659号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年8月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 市街地再開発組合の名称
千日町1・4番街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
 - (1) 変更前
平成29年12月15日から令和4年9月30日まで
 - (2) 変更後
平成29年12月15日から令和5年3月31日まで
- 3 施行地区
鹿児島市千日町1番1から1番21まで、1番23から1番27まで及び4番1から4番28まで
- 4 事務所の所在地
 - (1) 変更前
鹿児島市照国町3番21号
 - (2) 変更後
鹿児島市千日町1番1号
- 5 設立認可の年月日
平成29年12月15日
- 6 変更の認可の年月日
令和4年7月19日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第87号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 8 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PワンパンマンL3-MX	株式会社ニューギン	2P0435
ぱちんこ遊技機	Pぱちんこ乃木坂46キュンキュンライトver. KA4	京楽産業. 株式会社	2P0427
ぱちんこ遊技機	PぱちんこウルトラマンティガK17	京楽産業. 株式会社	2P0708
回胴式遊技機	SラストユートピアMY	株式会社ピーセカンド	1S1578
回胴式遊技機	Sパチスロ幼女戦記ZR	サミー株式会社	2S0766
回胴式遊技機	S/ハナビゼッケイ/BH	株式会社ミズホ	230127